

『ケアマネジャー試験 ポイントまる覚えドリル 2024』  
2024 年介護保険制度改正・介護報酬改定による本書の変更点について

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正に伴い、本書の記述に訂正が必要なものを取り上げています。

ページ	改正箇所	改正内容
24	「ここだけはおさえておきたい！」の「内容および手続の説明および同意」	<p>・過去6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（訪問介護等）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合</p> <p>・過去6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の居宅サービス事業者・地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合</p> <p>について、説明を行い、<u>理解を得なければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・過去6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（訪問介護等）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合</p> <p>・過去6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の居宅サービス事業者・地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合</p> <p>について、説明を行い、<u>理解を得るよう努めなければならない</u>。</p>
25	「ここだけはおさえておきたい！」の介護支援専門員の員数	<p>○介護支援専門員の員数</p> <p>・事業所ごとに常勤の介護支援専門員1人以上を配置</p> <p>・介護支援専門員の員数は利用者35人またはその端数を増すごとに1人を基準とする（増員する介護支援専門員は非常勤でも構わない）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・事業所ごとに常勤の介護支援専門員1人以上を配置</p> <p>・<u>介護支援専門員の員数は、利用者の数（介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援の利用者の数に、介</u></p>

		<p><u>護予防支援の利用者の数に3分の1を掛けた数を加えた数)が44 またはその端数を増すごとに1を基準とする。</u></p> <p><u>なお、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合の基準は、利用者の数が49 またはその端数を増すごとに1とする。</u></p>
29	No.12 の解答	<p>指定居宅介護支援に係るモニタリングについて、少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>指定居宅介護支援に係るモニタリングについて、少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問して面接を行う。ただし、次のいずれにも当てはまる場合で、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p>① <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことを、文書によって利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>② <u>サービス担当者会議等において、次の3つについて主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>利用者の心身の状況が安定している</u></li> <li>・<u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる</u></li> <li>・<u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受ける</u></li> </ul> <p>かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録しなければならない。</p>
35	No. 6 の解答	<p>介護保険料について、所得段階別定額保険料の所得区分は原則として<u>9段階</u>であるが、[市町村]の条例でさらに細分化することができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>介護保険料について、所得段階別定額保険料の所得区分は原則として<u>13段階</u>であるが、[市町村]の条例でさらに細分化することができる。</p>

46	「ここだけはおさえておきたい！」の「指定の特例」	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="659 275 932 454">介護老人保健施設 介護医療院</td> <td data-bbox="932 275 1353 454">通所リハビリテーション／介護 予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護予防短 期入所療養介護</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="659 454 1353 589" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="659 589 932 857">介護老人保健施設 介護医療院</td> <td data-bbox="932 589 1353 857"><u>訪問リハビリテーション</u>／通所 リハビリテーション／<u>介護予防 訪問リハビリテーション</u>／介護 予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護予防短 期入所療養介護</td> </tr> </table>	介護老人保健施設 介護医療院	通所リハビリテーション／介護 予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護予防短 期入所療養介護	↓		介護老人保健施設 介護医療院	<u>訪問リハビリテーション</u> ／通所 リハビリテーション／ <u>介護予防 訪問リハビリテーション</u> ／介護 予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護予防短 期入所療養介護
介護老人保健施設 介護医療院	通所リハビリテーション／介護 予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護予防短 期入所療養介護							
↓								
介護老人保健施設 介護医療院	<u>訪問リハビリテーション</u> ／通所 リハビリテーション／ <u>介護予防 訪問リハビリテーション</u> ／介護 予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護予防短 期入所療養介護							
60	「ここだけはおさえておきたい！」の地域支援事業の表	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="659 1037 932 1305">包括的支援事業（地 域包括支援センタ ーの運営）</td> <td data-bbox="932 1037 1353 1305">○第1号介護予防支援事業（要支 援者にかかるものを除く） ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメン ト支援業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="659 1305 1353 1440" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="659 1440 932 1709">包括的支援事業（地 域包括支援センタ ーの運営）</td> <td data-bbox="932 1440 1353 1709">○第1号介護予防支援事業（要支 援者にかかるものを除く） ○総合相談支援業務（*） ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメン ト支援業務</td> </tr> </table> <p data-bbox="659 1765 1353 1888">注：令和5年の改正により、地域包括支援センターの設置者は、居宅介護支援事業者などに、総合相談支援業務の一部を委託することができるようになった。</p>	包括的支援事業（地 域包括支援センタ ーの運営）	○第1号介護予防支援事業（要支 援者にかかるものを除く） ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメン ト支援業務	↓		包括的支援事業（地 域包括支援センタ ーの運営）	○第1号介護予防支援事業（要支 援者にかかるものを除く） ○総合相談支援業務（*） ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメン ト支援業務
包括的支援事業（地 域包括支援センタ ーの運営）	○第1号介護予防支援事業（要支 援者にかかるものを除く） ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメン ト支援業務							
↓								
包括的支援事業（地 域包括支援センタ ーの運営）	○第1号介護予防支援事業（要支 援者にかかるものを除く） ○総合相談支援業務（*） ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメン ト支援業務							

124	「ここだけはおさえておきたい！」の「訪問リハビリテーション事業所」	<p>なお、病院および診療所については健康保険法に基づく指定があった際、訪問リハビリテーション事業所として指定があったものとみなされる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>なお、病院および診療所については健康保険法に基づく指定があった際、訪問リハビリテーション事業所として指定があったものとみなされる。</p> <p>また、介護老人保健施設および介護医療院については介護保険法に基づく開設許可があった際、訪問リハビリテーション事業所として指定があったものとみなされる。</p>
-----	-----------------------------------	---

153	「ここだけはおさえておきたい！」の特定福祉用具	③排泄予測支援機器	利用者が常時装着したうえで、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するものおよび専用シート等の関連製品は除く
		④入浴補助用具	入浴用いす(シャワーチェア)、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト
		⑤簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のための工事を伴わないもの
		⑥移動用リフトのつり具の部分	身体を包み保持するシート状のものと入浴用車いすのいすの部分を取りはずせ、つり具となるものがある
		↓	
		③排泄予測支援機器	利用者が常時装着したうえで、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するものおよび専用シート等の関連製品は除く
		④入浴補助用具	入浴用いす(シャワーチェア)、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト
		⑤簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のための工事を伴わないもの
⑥移動用リフトのつり具の部分	身体を包み保持するシート状のものと入浴用車いすのいすの部分を取りはずせ、つり具となるものがある		

		<p>⑦スロープ</p>	<p>「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。</p>
		<p>⑧歩行器</p>	<p>「歩行器」のうち、脚部がすべて杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</p>
		<p>⑨歩行補助つえ</p>	<p>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>